

運転免許の自主返納を お考えの方へ



上島町運転免許証 自主返納推進事業

上島町では、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を取得した方に、補助金と特典をお渡ししています。自主返納の手続きは町内の各駐在所でもすることができます。
運転するのが不安になった方や、ご家族に勧められている方は、ぜひこの制度の利用をご検討ください。

【支援内容（補助金・特典）】

有効な運転免許を自主返納し、運転経歴証明書を取得された方には次のような支援があります。

1. 補助金 1,100円（運転経歴証明書発行代金）
2. 特典（どちらかを選んでください。）
 - (1) 3,000円分の町内バスの回数券
 - (2) 3,000円分の上島町商工会商品券

各駐在所での手続き（平日 8:30～17:15）

写真撮影、書類記入等の手続きを行います。

●必要なもの

- ・愛媛県収入証紙（1,100円分）
（あらかじめ、役場各総合支所（岩城はJA）で愛媛県収入証紙を1,100円分購入しておいてください。町から購入費相当額の補助金があります。）
 - ・運転免許証（有効なものに限る）
 - ・印鑑（インク浸透式のものを除く）
- ※事前に駐在所長の都合を電話で確認してください。

●問い合わせ

弓削駐在所 ☎77-2110 生名駐在所 ☎76-2110
岩城駐在所 ☎75-2110 魚島駐在所 ☎78-0110
※運転経歴証明書の交付は1～2週間程度です。

役場での手続き（平日 8:30～17:15）

●必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・印鑑（インク浸透式のものを除く）
- ・振込先通帳

運転経歴証明書の効力について

- ・運転経歴証明書は、身分証明証として使うことができます。

●問い合わせ

上記の各総合支所総務課までお願いします。

運転免許証の自主返納



運転経歴証明書の交付

交通災害共済加入時期のご案内

3月2日(月)から、令和2年度分の交通災害共済加入受付を開始します。万一の交通事故に備えて加入をご検討ください。

●加入条件

- ・上島町にお住まいで住民票のある方
- ・交通災害共済加入者に扶養されている方

●掛金

- ・一般の方 700円
- ・中学生以下 300円

●共済期間

令和2年3月中に加入いただいた場合

令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和2年4月1日以降に加入いただいた場合

加入申込の翌日～令和3年3月31日

●問い合わせ

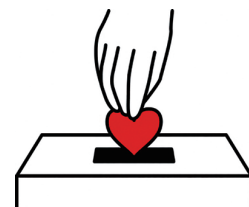
上記の各総合支所
総務課までお願い
します。



義援金のお礼について

令和元年8月豪雨、台風第15号および台風第19号により被災された方々に対する義援金募集を行いました。町民の皆さまよりお寄せいただいた義援金と町からの支出金を合わせ、総額231,895円を、日本赤十字社を通じ、被災地へ寄付させていただきました。

皆さまの温かいご支援・ご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



	令和元年8月 豪雨義援金	令和元年台風 15号義援金	令和元年台風 19号義援金
皆さまからの 募金額	49,984円	49,984円	41,927円
町支出 義援金	30,000円	30,000円	30,000円
合 計	79,984円	79,984円	71,927円

愛媛労働局からお願い ～働き方改革～

働き方改革関連法の施行により、今年4月1日から中小企業でも、月45時間、年360時間を原則とする時間外労働の上限規制が適用されます（建設業、自動車運搬者、医師については令和6年4月1日まで適用猶予）。

また、使用者は、年10日以上の有給休暇の取得権を有する労働者には、年5日以上年次有給休暇を取得させなければなりません。取り組みが進んでいない事業場におかれては、早急な取り組みをお願いします。

●問い合わせ
愛媛労働局労働基準部監督課
☎089-935-5203
今治労働基準監督署
☎0898-3214560
愛媛働き方改革推進支援センター
☎0120-005-262

石綿による疾病の 補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。
中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。

ので、まずはお気軽に愛媛労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。制度のご案内は厚生労働省HPでもご覧いただけます。
●問い合わせ 愛媛労働局
☎089-935-5206
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nisuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/seiken/index.html



国民年金保険料学生納付 特例の申請について

学生納付特例制度により、令和元年度（平成31年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数料をおかけしますが、今治年金事務所までお問い合わせください。

●ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度
老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出た日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することがあります。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

●問い合わせ 今治年金事務所
☎0898-3216141
弓削支所住民課 ☎77-2503
生名支所住民課 ☎76-3000
岩城支所住民課 ☎75-2500
魚島支所住民課 ☎78-0011

年金だより

